

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第5号

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第12号中「千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第17条教育総務部教育職員課の事務分掌第9号を次のように改める。

（9）児童生徒性暴力等防止対策検討委員会に関すること。

第17条学校教育部教育指導課の事務分掌第16号を削る。

第17条学校教育部保健体育課の事務分掌第31号を削り、第30号を31号とし、第8号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8）学校部活動の地域移行・地域連携に関すること。

第17条生涯学習部文化財課の事務分掌第6号中「私立」を削る。

第22条第7号中「加曽利貝塚縄文遺跡博物館」を「加曽利貝塚博物館」に改める。

第22条の9第5号の次に次の1号を加える。

（6）青少年センター運営審議会に関すること。

別表中

「第28条、第37条、第38条関係」を「第28条関係」に改める。

「

保健体育課	学校給食担当課長	学校給食に関すること。
-------	----------	-------------

を

」

「

保健体育課	部活動地域移行担当課長	学校部活動の地域移行・地域連携に
-------	-------------	------------------

に

		関すること。
	学校給食担当課長	学校給食に関する こと。

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。